

第13回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成20年2月22日(金)午前10時30分～午後0時5分

2 場 所 長野県庁議会棟 401号会議室

3 出席者

(委員) 岡田委員、神田委員、竹内委員、平田委員、古田委員(途中から)

(事務局) 浦野部長、山本課長、岸田係長、若狭主任企画員、草間企画員、前島企画員

4 議 題

(1) 会長互選

(2) 会長職務代理者氏名

(3) 継続案件及び新規意見聴取案件の審議

(4) その他

5 議事経過

(1) 1月18日(火) 各委員へ事務局から継続案件及び新規意見聴取案件資料を事前
～2月27日(木) 送付、各委員は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示

(2) 2月22日(金) 審議会の開催 (別紙：概要のとおり)

(3) 2月25日(月) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員の検
～3月 3日(月) 討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

事務局： ただ今から第 13 回長野県個人情報保護運営審議会を開会します。本日は委員の改選後初めての審議会ですので、途中まで事務局が議事進行を努めさせていただきます。なお、古田委員さん、大学の都合で少し遅れてこられるということでございますが、定足数に達しておりますので、開会させていただきます。

最初にこのたびの審議会の委員の委嘱につきまして御報告致します。本審議会の委員の皆様には、お手元にお配り致しました委員名簿のとおり、5名の皆様方に本日付で知事から委嘱を申し上げております。恐縮ですが、お手元に委嘱状をお配りしておりますので宜しくお願いします。それでは浦野総務部長より御挨拶申し上げます。

(総務部長あいさつ、終了後所用により退席)

(事務局が各委員を紹介、その後、事務局職員の自己紹介)

事務局： それでは、議事に入ります。最初に会長の選出ですが、会長の互選につきまして、何か御意見ございましたらお願いします。

委員： 弁護士の竹内先生が法律にも詳しく、しかも長野においてなので、事務局との打ち合わせ等もスムーズでしょうから、適任と思います。

事務局： ただ今、竹内委員さんを会長に、という御発言がございましたがいかがでしょうか。

(各委員 異議なし)

事務局： それでは、竹内委員さんに会長をお願いすることに致します。

(竹内会長、会長席へ移動し、着任の挨拶)

事務局： 続きまして、会長職務代理者の指名ですが、会長が会長職務代理者を指名するとされていきますので、会長職務代理者の指名をお願いします。

会長： 岡田委員さんを指名します。

(岡田委員 了承)

事務局： それでは、ここから実質的な審議に移りますので、会長に進行をお願いします。

会長： では、この審議会の公開という点について、事務局から説明してください。

(審議会の公開について事務局から説明)

会長： ただ今、事務局からこの審議会の従来の公開方法について、説明がありましたが、これについて委員さんから御意見や御質問等はございますか。

(各委員 発言なし)

会 長： よろしいですか。そうしましたら、会議の公開につきましては、従来の要領のとおりこの審議会でも行っていくということにします。続きましてこの審議会の概要、審議の方法等につきまして、事務局から説明をしてください。

(審議会の概要、審議の手順について事務局から説明)

会 長： これは具体的な審議をする中で、また不明点や疑問点があったら、そこで再度確認していくということで、とりあえず今説明があった流れで、審議を始めます。
それでは、意見聴取一覧表の1番の前回から継続となっている市町村課の案件から説明を求めます。

(案件番号34番について資料に基づき説明)

(古田委員着席、紹介)

会 長： この案件について御質問、御意見がございますか。

委 員： 県の職員は異動が激しいが、住民基本台帳システムを使用するために登録された指紋は異動したときには削除されるのか、それとも残しておくのか、というようなことまで定めてあるのか。

事務局： 異動をした職員の指紋データは、異動当日に削除して、以後はアクセスできないようにしますが、その職員が異動前にシステムにいつアクセスしたかという記録は残ります。

委 員： 住民基本台帳ネットワークそのものの安全性ということについては本人確認情報保護審議会ではどのような報告になっていたのか。

事務局： 住基ネットのセキュリティに関しては報道されているように、市町村課で侵入実験などを行い、その結果から端末が直接インターネットに繋がっているなどの問題点の指摘があり、それを市町村が改善をしましたので、17年の時点では本人確認情報保護審議会でも長野県の住基ネットは安全だという評価を頂いているところです。

委 員： 本人確認情報保護審査会と個人情報保護運営審議会との関係と、本人確認情報保護審査会とはどういう審査会なのか説明して欲しい。

事務局： 住民基本台帳法という法がありまして、その法律に従っていわゆる住基ネットというシステムができております。その法律に、住基ネットの本人確認情報の保護について審議会を都道府県ごとに設置して、審議するのが本人確認情報保護審査会です。個人情報保護運営審議会は、最初に説明をしたとおりの審議会、審議案件が住基ネットに係る事務の登録簿の変更について、ですので、今回住基ネットに関して御審議を頂いていますが、全く別の審議会とお考えください。

委 員： これを承認するとすれば、セキュリティ対策は十分だと県庁の中で審議し、それな

りの対応をしてきたということを確認すれば十分なのか。

事務局： セキュリティ対策等については、本人確認情報保護審議会で審議しており、そちらで了解を頂いています。従って、こちらの審議会では、安全だという前提のもとに、個人情報の利用を県が増やすので、その手続きが妥当・適切か、登録簿の表記が適正かどうかという点について、御判断をお願いします。

会 長： ほかに御意見、御質問ございますか。なければ、この案件については承認したい、と思いますが、いかがでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： では承認します。それでは、次の土木政策課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号 76 番について資料に基づき説明)

会 長： 質問等ありますか。

では私から。情報提供する項目が、登録簿だけをみていると全ての情報を提供するようにみえるが、そういう理解でいいか。

事務局： 登録簿の備考欄に、国土交通省及び市町村へ条例 5 条 2 項 5 号をもって提供する情報は、土地に関する情報に限る、という限定をしてあります。この条件で前回の審議会では目的外提供について承認を頂いていますので、土地以外の個々に異なる補償に関する情報というのは提供いたしません。

会 長： ほかはよろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： では、この案件は承認とします。それでは次、企画課の案件。

事務局： (案件番号 77～79 番について資料に基づき説明)

会 長： 委員の皆さん、今の説明でいかがでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： それでは承認します。それでは、次の税務課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号 80 番について資料に基づき説明)

会 長： 委員の皆さんの御意見はいかがですか。よろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： それでは承認とします。次の住宅課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号 81 番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見はいかがでしょうか。これでよろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： では、これも承認ということで、次は人事委員会事務局の案件。

事務局： （案件番号 82、83 番について資料に基づき説明）

会 長： これについて委員の皆さんのほうで何かございませんか。よろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： これも承認します。それでは次、公安委員会と警察本部の案件。

事務局： （案件番号 84～87 番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見や御質問ありますか。

委 員： 地域で埋もれてしまう美談が多い。助けてもらった側としても、助けてくれた人や団体が表彰されればうれしいので、地域で働き掛けができれば、と思うので表彰の基準について、もう少し説明願いたい。

事務局： 警察職員に対する基準には、「生命を賭して」等の具体的な基準が示されていますが、民間のかたに対する感謝状というのは、「人命救助や犯罪予防に功労」というだけでその基準は規定されていません。ただ、地域の警察署で把握したものの中から従来の事例を参考に本部にあげる、という判断をすることになると思います。

委 員： 一般的に良いことをして推薦される場合、本人に推薦する旨は通知するのが常識ではないかと思うが、この案件では表彰されなかった場合に信頼関係を損なう、として本人に通知しないこととしている。しかし、推薦されれば、認めてもらった、と思うので、表彰されなくても信頼関係を損なう、とまではいえないと考えるので、腑に落ちない。また、本人が知らない間に推薦されて住所等が調書に掲載されていることになるのもどうか。

会 長： それは難しいところで、表彰されることが決まっている場合はいいが、多くの候補者から最も表彰に値する人を表彰する、というような場合には非常に微妙な判断が必要で難しいものがある、と思うが。

委 員： 警察官なら次のチャンスがあるから、推薦しておいた、でいいと思うが、一般のかたに推薦した旨を言うと混乱させると思う。また、警察官と一般の個人・団体を区別

して、警察官にだけ本人通知する、というのも、制度に不信を抱かせることになりかねないから、一律通知しないことでいいと思う。

委員： そういう御意見が多ければ、議論したということで結構です。

会長： では、今議論した問題はあるが、審議会としては承認する、ことでよろしいですか。

(各委員：同意)

会長： では、承認します。

事務局： (本日提出した案件番号 88 番以降は次回検討をお願いしたい旨、説明)

会長： 審議方法については、すぐ変更したほうがいいものがないければ、しばらくこの方法で審議をしていきたいと思えます。

次回の審議会の日程ですが、5月20日(火)の午後1時半から3時が第1案。第2案として、5月13日(火)午後1時半から。3月に事務局から再度確認をします。

以上で、本日の審議会の会議を全て終了します。どうもお疲れ様でした。

以上